

## 船舶法施行細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 登録の訂正申請
- ② 手続根拠 : 船舶法施行細則第47条ノ2第1項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 登録の錯誤又は遺漏を発見したとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要書類を添付のうえ、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし（訂正に伴う船舶国籍証書の手書換には別途4,500円（英語併記の場合7,500円）が必要となります。）  
※オンラインによる申請手続きの際の手数料額は、別途お問い合わせください。
- ⑦ 添付書類・部数 : 申請事由を証明する書面 1通
- ⑧ 申請書様式 : 登録訂正及び船舶国籍証書手書換申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。  
国土交通省  
北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 0134-27-7182  
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516  
関東運輸局海上安全環境部監理課 045-211-7222  
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-244-6113  
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021  
近畿運輸局海上安全環境部監理課 06-6949-6423  
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052  
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794  
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-825-1189  
九州運輸局海上安全環境部監理課 092-472-3173  
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外

- ② 標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

## 登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は  
名称及び住所

印

船舶法施行細則第47条ノ2第1項の規定により、下記のとおり登録の訂正及び船舶国籍証書の書換を申請します。

### 記

1. 船舶番号
2. 船 名
3. 船 籍 港
4. 総トン数
5. 所有者の氏名又は  
名称及び住所
6. 訂正事項 正

誤

7. 訂正の理由

備考1：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

2：1～5については、現に登録されている内容を記載して下さい。

証書交付・再交付・書換手数料納付書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は  
名称及び住所

印

下記船舶の※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名
2. 総トン数

収入印紙

注1. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

2. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載して下さい。

- イ 船舶国籍証書交付
- ロ 船舶国籍証書再交付
- ハ 船舶国籍証書書換
- ニ 船舶国籍証書交付(英語併記)
- ホ 船舶国籍証書再交付(英語併記)
- ヘ 船舶国籍証書書換(英語併記)
- ト 仮船舶国籍証書交付
- チ 仮船舶国籍証書再交付
- リ 仮船舶国籍証書書換
- ヌ 仮船舶国籍証書交付(英語併記)
- ル 仮船舶国籍証書再交付(英語併記)
- オ 仮船舶国籍証書書換(英語併記)